

今期の地域審議会の審議事項について

～村上地区の活性化に向けて具体的に取り組むべき施策の具現化に関する意見～

1 審議事項について

本地域審議会は「村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡朝日村及び同郡山北町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書」第3条（所掌事項）により、市長の諮問に応じ、審議し意見を述べること、または、同条第2項により、「地域の施策に対し意見を述べることができる」となっています。

今回、市長からの諮問はありませんが、昨年度末に「各まちづくり協議会」が設立したことで村上地区の活性化に向け取り組みがスタートしたところであり、地区の皆さんと連携し「村上地区の元気づくり」に向け取り組みを進めていただけます。昨年度、本審議会で答申をいただきました「定住の里づくりアクションプラン」を基とし、村上地区が抱える課題を踏まえた活性化に対する具現化策について、ご意見をいただきたいと考えております。

なお、意見については、市民の皆さん自らが、行政とともに等身大で取り組めるものと考えています。

2 進め方について

① 第1回地域審議会（本日）

- 今期の地域審議会の審議事項について
※ 進め方を確認後、第2回に向けた意見交換を行います。

② 第2回地域審議会（9月）

- 村上地区が抱える課題や推進すべき事項について
※ 村上地区で、各委員の皆様が取り組みを進めている状況を踏まえ、抱える課題や推進すべき事項などを意見交換

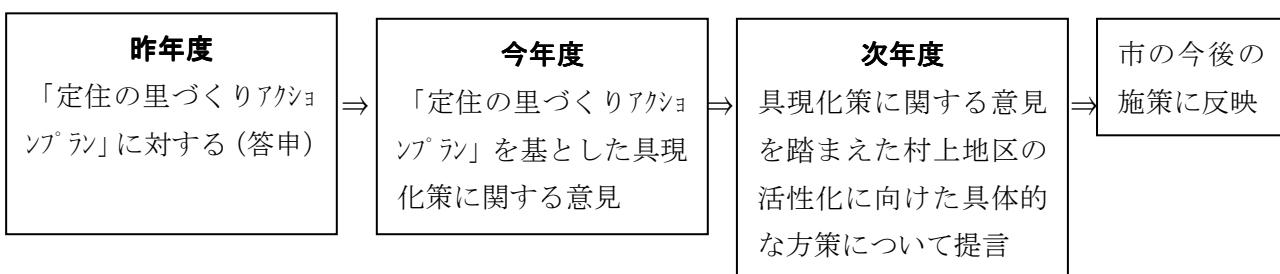
③ 第3回地域審議会（11月）

- いただいた意見に対する具現化策について（意見出し）

④ 第4回地域審議会（2月）

- 具現化に関する意見の集約、確認

3 意見の反映



4 意見交換

村上地区で抱える課題や推進すべき事項について意見交換をしていただきます。